

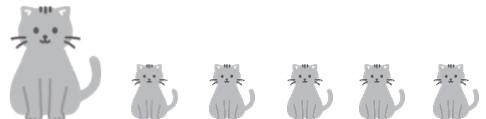
不幸な猫を増やさないために

■ 室内で飼いましょう

猫を屋外で飼うと、交通事故や野生動物による襲撃、猫同士の喧嘩などが原因でケガや病気のリスクが高まります。また、他人の敷地での糞尿や猫の爪による車への傷など、周囲の方に迷惑をかけることになりかねないため、猫は室内で飼いましょう。

■ 不妊・去勢手術をしましよう

不妊・去勢手術をすることで、過剰な繁殖を抑制し、喧嘩や病気のリスク軽減、発情期の鳴き声やマーキングなど問題行動の抑制につながります。宇和島市では、不妊・去勢手術費用の補助制度を設けていますので、生活環境課にご相談ください。



■ 無責任な餌やりをやめましょう

のら猫に対して無責任に餌を与えると、猫の過剰な繁殖につながり、糞尿などによる近隣トラブルを引き起こします。のら猫に餌を与えるということは、その猫の命に対する責任が生じます。不妊・去勢手術の実施やトイレの設置など、近隣に迷惑をかけない対策をしてください。

TNR活動・地域猫活動

○TNR活動

TNR活動とは、飼い主のいない猫を捕獲(Trap)し、不妊・去勢手術(Neuter)を行い、元の場所に戻す(Return)活動のことです。宇和島市内でも、不妊・去勢手術費用の補助制度を利用してTNR活動が行われている事例があります。



○地域猫活動

地域猫活動とは、地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指す取り組みです。周辺の生活環境被害や飼い主のいない子猫の発生を防止するために、地域住民の十分な理解のもと、不妊・去勢手術、エサやりや排せつ物の管理などを地域住民が主体的に行う活動です。

問い合わせ

- 生活環境課 環境政策係
- ☎: 0895-49-7014
- ✉: kankyo@city.uwajima.lg.jp



愛犬が地域から愛されるために

飼い主の義務について

犬が地域の中で幸せに暮らすために法律や条例、マナーを守りましょう。

■ 糞尿は適切に処理しましょう（宇和島市飼い犬ふん害等防止条例）

犬は散歩中に排せつをします。糞尿や匂いが他人の迷惑になりますので、以下の内容を参考に適切に処理してください。

- ▶ 犬が道路上などに排せつしないよう、マナーウェアや犬用おむつを着用する。
- ▶ 自宅で排せつを済ませてから散歩に行く。
- ▶ ビニール袋等を携帯して排せつ物を持ち帰る。
(持ち帰った排せつ物は、「燃えるごみ」として処分してください。)
- ▶ 水を携行するなどにより、排せつした場所を十分に洗い流す。
- ▶ ペットシーツを携帯し、排せつ物を吸い取る。



■ 登録しましょう（狂犬病予防法）

犬は登録が義務付けられています。マイクロチップを装着している場合は、環境省のホームページから登録してください。マイクロチップを装着していない場合は、生活環境課または各支所産業建設係で登録の手続きをお願いします。

■ 狂犬病予防注射を受けさせましょう（狂犬病予防法）

狂犬病予防注射は、毎年1回受けさせなければなりません。接種を受けた際には金属製の注射済票が交付されます。病院で注射済票が交付されなかった場合は、注射済証が発行されますので、それを持って市役所で手続きをしてください。（交付手数料がかかります。）

■ 繋いでおきましょう（愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例）

飼い主は、犬を係留しておかなければなりません。リード等を外して犬を自由にさせることは、（ドッグラン等の場所を除き）条例違反になる可能性があります。また、散歩中に犬が他人に危害等を加えたり、交通事故等でけがをしないように、リードはしっかりと握っておきましょう。

問い合わせ

●生活環境課 環境政策係

☎:0895-49-7014

✉:kankyo@city.uwajima.lg.jp